

岩手県監査委員告示第 30 号

監査結果の公表（平成 18 年岩手県監査委員告示第 24 号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 18 年 12 月 12 日

岩手県監査委員 川 村 農 夫  
岩手県監査委員 平 沼 健  
岩手県監査委員 菊 池 武 利  
岩手県監査委員 谷 地 信 子

[措置通知書]

農 林 水 第 280 号

平成 18 年 10 月 25 日

岩手県監査委員 川 村 農 夫 様  
岩手県監査委員 平 沼 健 様  
岩手県監査委員 菊 池 武 利 様  
岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

岩手県知事 増 田 寛 也

監査の結果に対する措置について

平成 18 年 9 月 29 日付け岩監第 48 号により提出のありました監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項のうち、農林水産部に係るものについて、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 留意改善を要する事項

(1) 森林整備課

超過勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが 2 件、31,298 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 宮古地方振興局林務部

県行造林事業分収交付金の支出に当たり、支出負担行為をしなかったため支払がなされていないものが 1 件、183,000 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置内容

(1) 森林整備課

支給すべき超過勤務手当 31,298 円について、平成 18 年 9 月 1 日に追給を行った。今後は、毎月の超過勤務手当の入力事務過程において、複数職員による入力内容の確認を行い、再発防止に努める。

(2) 宮古地方振興局林務部

支出すべき分収交付金 183,000 円について、平成 18 年 7 月 11 日に支出負担行為を行い、同年 7 月 21 日に支払いを行った。今後は、チェックリストを作成し、事業実施要領等に基づく事務処理に遺漏のないよう留意し、再発防止に努める。

[措置通知書]

出 総 第 69 号

平成 18 年 10 月 27 日

岩手県監査委員 川 村 農 夫 様  
岩手県監査委員 平 沼 健 様  
岩手県監査委員 菊 池 武 利 様  
岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

監査の結果に対する措置について

平成18年9月29日付け岩監第48号により提出のありました監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項について、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 留意改善を要する事項

出納局

物品購入契約に係る契約保証金の管理に当たり、還付していないものが2件、185,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置内容

上記の契約保証金2件、185,000円については、平成18年8月16日に契約相手方に還付した。

また、今後、適正な契約保証金の管理を行うため、「契約保証金調定・還付記録簿」を作成するとともに、担当者だけでなく、用品担当及び総務担当が相互に進行管理を行い、より適正な事務の執行に務めることとした。

[措置通知書]

保 福 第 316号

平成18年11月10日

岩手県監査委員 川 村 農 夫 様

岩手県監査委員 平 沼 健 様

岩手県監査委員 菊 池 武 利 様

岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

岩手県知事 増 田 寛 也

定期監査に係る留意改善を要する事項の措置結果について

平成18年9月29日付け岩監第48号により提出のありました、定期監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項のうち、宮古地方振興局保健福祉環境部及び岩手県盛岡保健所に係るものについて、下記のとおり措置しましたので、通知します。

記

1 留意改善を要する事項

(1) 宮古地方振興局保健福祉環境部

生活保護費返還金の未収金に係る債権管理に当たり、債権管理簿が作成されていないものが12件、1,898,656円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 岩手県盛岡保健所

収入証紙収納額の報告に当たり、報告すべき金額より少なく報告しているものが190件、810,680円、報告すべき金額より多く報告しているものが60件、410,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置内容

(1) 宮古地方振興局保健福祉環境部

債権管理簿を作成し、適正な債権管理に努める。

(2) 岩手県盛岡保健所

保健福祉企画室、及び環境生活企画室において証紙収納額の修正を行うとともに、今後は所属内において複数人での十分な確認を行う等、再発防止に努める。